

## 年金受給権者再退職届書

(フリガナ)  氏 名	(男・女)	生 年 月 日  昭和 年 月 日
(フリガナ)  住 所	〒 -  TEL ( ) -	
年金証書記号番号	8 5 9 4	
再退職するまで加入していた年金制度等	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 国会議員 <input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済制度 <input type="checkbox"/> 地方議会議員	
再退職年月日	平成 年 月 日	
再退職した勤務先の名称および所在地	TEL ( ) -	
雇用保険の加入状況	<input type="checkbox"/> 加入していた <input type="checkbox"/> 加入していなかった	
雇用保険被保険者番号 (再退職時、65歳以上の方は、記入不要です。)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           上記の雇用保険被保険者番号を記入された方で、65歳到達日以前に公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをされる方は、必ず記入してください。         </div>	
雇用保険法による失業給付（基本手当）の受給について	<input type="checkbox"/> 受給する <input type="checkbox"/> 受給しない	
<p>※ 65歳未満の方が雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給すると、退職共済年金（職域年金相当部分を除きます。）は支給停止となります。</p> <p>上記のとおり再退職したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">地方職員共済組合理事長 様</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>平成 年 月 日</span> <span>年金受給権者氏名</span> <span style="text-align: right;">㊟</span> </p>		

## 「年金受給権者再退職届書」の記入方法

氏名、生年月日、住所および年金証書記号番号の欄に記入した後、次の事項に留意して記入してください。

- ・「再退職するまで加入していた年金制度等」の欄について  
あなたが加入していた年金制度等について、該当する項目に☑を付してください。
- ・「再退職年月日」の欄について  
再退職年月日については、次の該当する年月日を記入してください。

厚生年金保険	}	勤務先を再退職した年月日
私立学校教職員共済制度		
国会議員	}	国会議員または地方議会議員を退任した年月日
地方議会議員		
- ・「再退職した勤務先の名称および所在地」の欄について  
あなたが実際に勤務していた勤務先（民間会社の支店を退職する場合は支店）の名称および所在地について、記入してください。
- ・「雇用保険法による失業給付（基本手当）の受給について」および「雇用保険被保険者番号」の欄について  
雇用保険法による失業給付（基本手当）の受給について、該当する項目に☑を付してください。  
また、雇用保険に加入していた方は、「雇用保険被保険者番号」を記入してください。
- ・「雇用保険法による失業給付（基本手当）の受給について」の欄について  
雇用保険法による失業給付（基本手当）の受給について、該当する項目に☑を付してください。

### ～ 雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給する方へ ～

65歳未満で退職共済年金を受給されている方が、公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申し込みをし、雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給すると、退職共済年金（職域年金相当部分を除きます。）が支給停止となります。

また、「雇用保険法による失業給付（基本手当）の受給について」の欄で「受給する」に☑を付した方には、別途「退職共済年金と雇用保険法による給付との調整事由届書」を送付いたしますので、提出してください。

### 留意事項

道府県を退職後、民間会社等に再就職し、厚生年金保険の被保険者等となっていた方が再退職し、引き続き別の民間会社等に再々就職し、再び厚生年金保険の被保険者等となった場合は、この前後の会社の勤務期間が厚生年金保険の被保険者等であることには変更がありませんので、届出の必要はありません。ただし、再退職してから1日以上の間を空けて、再々就職したような場合は、届出が必要となりますので、ご注意ください。